

＜目次＞

1. 「集団的消費者被害回復訴訟制度」の今国会での実現を求める
院内集会開催のご案内
2. 三井ホームエステート差止請求訴訟 控訴審判決確定の報告
3. 第16回消費者志向経営セミナー開催案内
4. 適格消費者団体のホームページより <3月27日～4月29日更新分>
5. 消費者機構日本第9回通常総会と総会記念シンポジウムのご案内

1. 「集団的消費者被害回復訴訟制度」の今国会での実現を求める
院内集会開催のご案内

私たちが長年にわたり強くその実現を求めてきた「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案）が今国会に上程されました。

この法案は、消費者被害のうち共通の原因で多数発生するものについて、実効的な被害回復の可能性を広げるものであり、今国会ですみやかに審議、可決されるよう強く願うものです。

しかし、今国会は7月の参議院選挙の関係から、会期延長が見込めないなど、国会日程の上では大変厳しい状況にあります。そこで、本法案の早期の審議入りと今国会での成立を求めて、下記要領で院内集会を消費者団体等54団体の共催で実施いたします。差し迫ったタイミングでの院内集会であり、当日の参加人数が重要なポイントとなります。みなさまご多忙のところとは存じますが、ふるってのご参加をお願いいたします。

【日 時】 5月8日（水） 11：00～12：30

【会 場】 衆議院第一議員会館 1階多目的会議室

【参加費】 無料

【申込み】 入館手続きの関係がございますので、お名前、ご所属を記載の上、全国消団連（webmaster@shodanren.gr.jp）にメールで5月2日までにお申し込みください。

2. 三井ホームエステート差止請求訴訟 控訴審判決確定の報告

2013年3月28日に三井ホームエステート差止請求訴訟の控訴審判決が言い渡されましたが、残念ながら控訴棄却となりました。

当機構の控訴の趣旨としては、一審の判決を取り消し、更新料条項と明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項の差止を求めたものでしたが、認められませんでした。

控訴棄却とされた判決の内容には問題もあると認識しているところですが、本件訴訟でも対象とした更新料条項や敷引きに関する最高裁の判決の傾向も考慮し、上告及び上告受理の申立ては行わないことを、理事会で確認いたしました。そのため、4月11日に控訴審判決は確定いたしましたので、ご報告いたします。

控訴審判決については、消費者機構日本ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130410_01.html

3. 第16回消費者志向経営セミナー開催報告

1. 日 時 2013年3月29日(金)
13時30分～16時20分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
3. テーマ 「消費者契約法の不当条項を考える」
4. 参加費 7,000円
5. 参加者 24名(当日欠席者を含む)
6. 開催趣旨



報告・講演に耳を傾ける参加者の皆さん

消費者契約法の施行からはや12年が経過し、その第8条、第9条、第10条の規定に基づく、不当条項に関する裁判例が蓄積されてきました。

第16回消費者志向経営セミナーは、近時の裁判例から不当条項と判示された事例について、その特徴を明らかにし、関連して、消費者契約法改正に係る不当条項リストの見直しの方向性について探り、あわせて、この間の消費者機構日本の活動で契約条項が是正された事例をご紹介させていただき、各事業者における自主的な約款の是正にむけた情報提供の機会とすることとしました。

7. 進行次第

- | | |
|-------------|---|
| 13:30～14:05 | 開会挨拶&報告「消費者機構日本の差止請求で是正された契約条項の事例」
… 消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一 |
| 14:05～15:05 | 講演1「近時の裁判例における条項の不当性判断の特徴」
… 法政大学法学部 准教授 大澤 彩 氏(注) |
| 15:05～15:20 | 《休 憩》 |
| 15:20～16:20 | 講演2「消費者契約法改正(不当条項部分)に関する問題意識」 |

(注) 講師の大澤准教授は、2011年～2012年の消費者庁「消費者契約法(実体法部分)の運用状況に関する調査報告書」作成に委員として参加され、2012年からは、消費者委員会の消費者契約法に関する調査作業チームのメンバーとして参加されておられます。

「消費者機構日本の差止請求で是正された契約条項の事例」



報告する磯辺専務理事

消費者機構日本のリーフレットと消費者庁の消費者団体訴訟制度パンフレットに基づき、制度の概要を紹介。その上で、この間の差止請求で事業者との協議によって是正された5つの案件について、どのような理由で是正申入れを行い、事業者側はどのように対応されたかについて報告。事業者として消費者契約法の不当条項対応を検討する際の参考に供して欲しい旨を要請。

5つの事例は以下のとおり。

- i. エステション養成講座の納入済み学費等の不返還規定(消費者契約法9条1号)
- ii. ご結婚式披露宴規約の支払済申込金の不返還規定(消費者契約法9条1号)
- iii. 建築工事請負約款において瑕疵担保責任の期間を短縮する規定(消費者契約法10条)
- iv. 建築工事請負約款において着工前の契約解除に伴う違約金に関する規定(消費者契約法9条1号)
- v. まつ毛エクステンション施術依頼の誓約書における免責条項(消費者契約法第8条)

「近時の裁判例における条項の不当性判断の特徴」

最初に、近時の裁判例の特徴として、消費者契約法の不当条項リストが限定的(8条、9条のみ)であるため、消費者契約法10条が活用されているケースが多い現状を述べた上で、消費者契約法10条適用裁判例として解約制限特約や一連の賃貸借関連の判決を紹介しつつ、特に対価関連条項の有効性をめぐる論点(対価であれば規制対象にはならない?、中心的対価から「外に切り出す」ことの是非等)について触れ、最判平成23年7月12日における岡部裁判官の反対意見が示す見解の重要性を指摘された。



ご講演する法政大学法学部大澤准教授

また、無催告失効条項に係る最高裁判決に関して、個別事情を考慮に入れることについて、特に差止請求との関係について意見を述べられた。

続いて、消費者契約法における不当条項リスト(9条1号)適用例をあげつつ、「平均的な損害」に係る特徴的な論点(履行利益は含まれるか?、算定方法は?、割引サービスと解約金条項をめぐる判断は?、対価不返還特約における権利金とは?、標準約款との関係は?)を示しながら、消費者契約法9条1号をめぐる論点についても述べられた。

「消費者契約法改正(不当条項部分)に関する問題意識」

冒頭、消費者契約法の不当条項に関する判断が、上級審と下級審で異なる事例が出ている現状も踏まえ、改めて消費者契約法の改正が必要であること(一般条項の文言・射程の見直し、不当条項リストの拡充・文言の見直し)を述べた上で、それぞれについての問題意識を披歴いただいた。

一般条項（消費者契約法 10 条）については、前段要件・後段要件の文言見直し方向を示され、裁判例で論点となっていた中心条項の規制の可否に関する考え方（消費者がいかなる意味での対価なのかを理解できる限りにおいて不当条項規制の対象外、ただし、民法 90 条による規制の対象にはなる）、個別の交渉を経た条項を規制の対象とするかについての考え方（=不当条項規制の射程）を述べられた。

また、不当条項リストの拡充については、事業者等からの懸念も聞こえるが、不当条項リストは危険条項についての情報提供機能（紛争予防機能）、市場における実質的競争促進機能、裁判外での紛争処理機能を有しており、二つのリストしかない現行法は見直しが必要だ。リストには「ブラック・リスト」と「グレイ・リスト」を設けるべき。なお、条項の見直しにあたっての留意点として、「平均的な損害」の立証責任、算出方法、対象損害の範囲、そもそも「平均的な損害」概念を維持するかどうかについての方向性を示されると同時に、規制対象についても消費者契約の解除を伴わない消費者の債務不履行に対する損害賠償額の予定・違約金条項も対象に加えること、対価不返還条項で既履行給付対価を上回る金員を正当な理由なく消費者から徴収する条項を無効とする規定を加えること、との提言が示された。

4. 適格消費者団体のホームページより <3月27日～4月29日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	□3月28日 セコム損害保険株式会社から人身傷害保険に倍額条項を導入する旨の連絡をいただきました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=234
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	□3月29日 探偵社(株)MRの解約手数料に関する差止請求訴訟は当事者双方合意により和解しました。詳しくは下記を参照ください。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/130329_01.html □4月16日 熊谷美容外科に対し、景品表示法に違反する広告上の表示の使用差止を求める差止請求書兼申入書を送付しました。詳しくは下記を参照ください。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/130416_01.html
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	□4月10日 三井ホームエステート差止請求訴訟の控訴審判決（3月28日）は控訴棄却となりました。判決文については下記からアクセスしてください。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130410_01.html
《全国消費生活相談員協会》	□4月22日 宗教学法人花豊寺と株式会社北の杜御廟に対し、納骨堂と

http://www.zenso.or.jp/index.html	<p>墓建立契約の不当条項の是正を求めた申入れを行いました。この度、相手方事業者が申入れを受け入れ、条項改定が行われましたので、公表します。詳しくは下記をご参照ください。</p> <p>http://www.zenso.or.jp/files/2013haka00.pdf</p>
<p>《あいち消費者被害防止ネットワーク》</p> <p>http://www.a-c-net.com/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》</p> <p>http://kccn.jp/index.html</p>	<p>□3月29日 大阪高等裁判所においてKDDI株式会社に対する控訴審判決が出ました。控訴審判決は下記を参照ください。 http://kccn.jp/tenpupdf/2013/20130329kddihanketu.pdf</p>
<p>《消費者支援機構関西》</p> <p>http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>□4月1日 住宅金融支援機構の団体信用生命保険中途解約条項について差止請求を行ってきましたが、申入れに沿った内容で改善がされました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000358</p> <p>□4月1日 通貨選択型投資信託を運用する会社15社に申入れ活動の終了の連絡を行いました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000356</p> <p>□4月2日 家賃保証委託事業者の日本セーフティー(株)より、和解に従って改訂された「賃貸保証サービス契約」が送られてきました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000359</p> <p>□4月3日 貸衣装業者の(株)レンタルブティックひろより「申入れ及び要請書」に対する「ご連絡」を受領しました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000359</p> <p>□4月26日 住宅金融支援機構に対し、団体信用生命保険の中途解約条項について計算方法の開示などを訊ねた「再々お問合わせ」を送付しました。詳しくは下記をご参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000367</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》</p> <p>http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》</p> <p>http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》</p> <p>http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》</p> <p>http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>□4月17日 株式会社ルネサスに対して申入れ書を送付しました。内容については左記にお問い合わせください。</p> <p>□4月17日 株式会社セルモより回答がありました。内容については左記にお問い合わせください。</p>

5. 消費者機構日本第9回通常総会と総会記念シンポジウムのご案内

《協力会員・賛助会員の皆様へ》

すでに、前号にて日程等のご案内さしあげているところですが、来る6月1日（土）に消費者機構日本第9回通常総会と総会記念シンポジウムを下記要領で開催いたします。

協力会員ならびに賛助会員の皆様に、私どもの活動状況をご報告申し上げ、併せて、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」の直近の状況を確認するとともに、法務省「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の概要を把握し、消費者契約に係る課題をともに考えあう機会といたしますので、皆様のふるってのご来場をお待ちしております。

総会傍聴ならびにシンポジウム参加のお申込みは、次頁の「傍聴・参加申込書」に必要事項を記入し、遅くとも5月28日（火）までに消費者機構日本事務局までご送付をお願いいたします。

※個人正会員・団体正会員の皆様には、5月中旬以降に「消費者機構日本第9回通常総会ならびに総会記念シンポジウムのご案内」を、総会議案書とあわせて別途お送りいたしますので、ご出欠については、そちらの「ご案内」に同封いたします書面にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

第9回通常総会の傍聴のご案内

1. 日 時 2013年6月1日（土） 13時30分～14時20分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 地下2階 「クラルテ」
3. 議 題
(審議事項)
第1号議案 2012年度事業報告承認の件
第2号議案 2012年度決算承認の件
(報告事項)
(1) 2013年度事業計画
(2) 2013年度予算

総会記念シンポジウムのご案内

1. 日 時 2013年6月1日（土） 14時30分～16時30分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 地下2階 「クラルテ」（上記総会会場と同じです。）
3. 参加費 無料
4. 次 第
14：30～14：35 [開会挨拶] …消費者機構日本 会長 青山 侑
14：35～14：45 [通常総会報告] …消費者機構日本 理事長 芳賀唯史
14：45～15：15 [講演1] …消費者制度課 企画官 加納克利様（講演15分、質疑15分）
演題（仮）：「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」について
15：15～16：30 [講演2] …群馬県弁護士会 弁護士 吉野 晶様（講演60分、質疑15分）
演題（仮）：「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の概要と消費者契約に係る日本弁護士連合会の意見について

(宛 先) 消費者機構日本事務局
(FAX) 03-5216-6077
(住 所) 〒102-0085
東京都千代田区六番町 15 プラザエフ6階
(メール) saitou@coj.gr.jp

消費者機構日本第9回通常総会・総会記念シンポジウム

傍聴・参加 申込書

会社名・団体名		電 話	
記入者のご氏名		F A X	
所属部署・役職		E-mail	
ご連絡先の住所	〒		

<傍聴・参加される方>

ご出席いただける企画の欄に○印をご記入の上、返信くださいますようお願い申し上げます。
上記に記入された方のみが、ご参加の場合でも、確認のためご記入ください。

		第9回通常総会 傍聴	シンポジウム 参加
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			